

そ の 他

37. 税務職員数及び事務分掌

(平成27年4月1日現在)

課	係	職名及び人員							事務分掌		
		課長	課長補佐	係長	総括主任主査	主任主査	主査	一般		係計	
税務課	税政係	1	1	1				2 (2)	3 (2)	1 諸税の賦課に関する事 2 税務諸証明に関する事 3 市県民税の賦課に関する事 4 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事	
	市民税係			1		1 (1)	2 (1)	3 (2)	7 (4)	5 公図の整理保管に関する事 6 国有資産等所在市町村交付金に関する事 7 市税の徴収に関する事	
	資産税係			1				4 (3)	6	11 (3)	8 徴収金の嘱託及び受託に関する事 9 納税相談に関する事 10 納税思想普及啓発に関する事 11 口座振替の手続きに関する事
	納税係			1		2			2 (1)	5 (1)	
計	1課 4係			4		3 (1)	8 (6)	11 (3)	26 (10)	計28人(10人) 課長及び課長補佐を含む	

注:()内の数字は女性職員である。

38. 税務職員の年齢構成

(平成27年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
課長・課長補佐	—	—	—	1	1	2	50.0
税政係	—	—	3	—	—	3	34.3
市民税係	—	2	4	1	—	7	32.7
資産税係	—	5	4	2	—	11	31.0
納税係	—	1	4	—	—	5	33.6
計	—	8	15	4	1	28	33.6

注：満年齢で計算し、満年齢に満たない月数は除外した。

39. 税務職員の在職通算年数

(平成27年4月1日現在)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上	平均年数
課長・課長補佐	—	1	1	—	—	—	2.5
税政係	1	—	2	—	—	—	2.3
市民税係	2	4	—	—	1	—	1.7
資産税係	2	5	2	1	1	—	2.4
納税係	1	2	2	—	—	—	2.0
計	6	12	7	1	2	—	2.1

注：税務課2回目以上の者は合算してある。

40. 徴税費に関する調

区 分		平成 22 年度		平成 23 年度		
		金 額	前年比	金 額	前年比	
税収入額	(1)市 税	7,133,522	98.6	7,091,853	99.4	
	(2)個人の県民税	1,645,852	90.8	1,602,641	97.4	
	(3) 合 計	8,779,374	97.0	8,694,494	99.0	
徴税費	人件費	(4)基 本 給	80,577	95.0	79,290	98.4
		(5)諸 手 当	40,711	93.5	40,877	100.4
		イ 超過勤務手当	8,656	87.6	8,619	99.6
		ロ 税務特別手当	—	—	—	—
		ハ その他の手当	32,055	95.2	32,258	100.6
		(6)そ の 他	25,346	100.1	25,867	102.1
		(7) 小 計	146,634	95.4	146,034	99.6
	需用費	(8)旅 費	0	0.0	3	—
		(9)賃 金	9,014	90.4	8,135	90.2
		(10)そ の 他	35,795	105.0	26,070	72.8
		(11) 小 計	44,809	101.7	34,208	76.3
	報奨金 及びこれ に類する 経費	(12)納期前納付の報奨金	0	0.0	0	0.0
		(13)そ の 他	52	100.0	51	98.1
		(14) 小 計	52	100.0	51	98.1
	(15) そ の 他	52,001	139.8	38,012	73.1	
	(16) 合 計	243,496	103.6	218,305	89.7	
県民税 徴収取扱費	(17)納税義務者数を基準にした額	97,613	97.1	88,215	90.4	
	(18)報奨金の額に相当する額	0	0.0	0	0.0	
	(19) 合 計	97,613	95.5	88,215	90.4	
(20)	(16) - (19)	145,883	109.8	130,090	89.2	
税収入に対する 徴税費の割合	(21) (16) / (3)	2.8	106.8	2.5	90.5	
	(22) (20) / (1)	2.0	111.4	1.8	89.7	
(23) 徴税職員数		27	△1	27	増減 0	
職員一人当たり人件費 (7)/(23) (以下単位=円)		5,430,889	98.9	5,408,667	99.6	
人口一人当たり徴税費 (20)/(人口)		2,345	111.1	2,107	89.9	
一世帯当たりの徴税費 (20)/(世帯)		6,276	108.2	5,553	88.5	
徴税費1,000円当たりの市税収入額(1)/(20)		48,899	89.8	54,515	111.5	

平成 24 年 度		平成 25 年 度		平成 26 年 度	
金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
7,246,206	102.2	7,147,054	98.6	7,358,257	103.0
1,690,237	105.5	1,698,880	100.5	1,721,053	101.3
8,936,443	102.8	8,845,934	99.0	9,079,310	102.6
80,767	101.9	80,017	99.1	82,330	102.9
42,894	104.9	42,545	99.2	42,826	100.7
9,266	107.5	7,105	76.7	6,574	92.5
—	—	—	—	—	—
33,628	104.2	35,440	105.4	36,252	102.3
26,144	101.1	25,443	97.3	26,866	105.6
149,805	102.6	148,005	98.8	152,022	102.7
0	—	2	—	46	2,300.0
6,403	78.7	6,506	101.6	15,584	239.5
25,682	98.5	26,053	101.4	35,712	137.1
32,085	93.8	32,561	101.5	51,342	157.7
0	0.0	0	0.0	0	0.0
51	100.0	49	96.1	48	98.0
51	100.0	49	96.1	48	98.0
33,204	87.4	53,497	161.1	24,152	45.1
215,145	98.6	234,112	108.8	227,564	97.2
87,773	99.5	87,506	99.7	86,782	99.2
0	0.0	0	0.0	0	0.0
87,773	99.5	87,506	99.7	86,782	99.2
127,372	97.9	146,606	115.1	140,782	96.0
2.4	96.0	2.6	108.3	2.5	108.3
1.8	100.0	2.1	116.7	1.9	116.7
27	増減 0	27	増減 0	28	1
5,548,333	102.6	5,481,667	98.8	5,429,357	99.0
2,082	98.8	2,416	116.0	2,342	96.9
5,409	97.4	6,181	114.3	5,909	95.6
56,890	104.4	48,750	85.7	52,267	107.2

41. 市税の税率等(平成27年度)

税 目	賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																					
市民税	1月1日	市内に住所を有する個人	○均等割 3,500円 ○所得割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </table>		課税所得の段階	税 率	一律	6%																																
		課税所得の段階	税 率																																					
一律	6%																																							
法人	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告	市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </table> ○法人税割 法人税額の12.1%		資本等の金額	従業者数	税 率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円						
資本等の金額	従業者数	税 率																																						
50億円超	50人超	3,000,000円																																						
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																						
10億円超	50人以下	410,000円																																						
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																						
〃	50人以下	160,000円																																						
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																						
〃	50人以下	130,000円																																						
1千万円以下	50人超	120,000円																																						
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																						
固定資産税	1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																					
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	原付 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>三輪以上</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> 小型特殊 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> </tr> </table> 二輪の小型自動車 4,000円 軽自動車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>三輪※</td> <td>3,900円</td> </tr> </table>	50cc以下	1,000円	90cc以下	1,200円	125cc以下	1,600円	三輪以上	2,500円	農耕作業用	1,600円	その他	4,700円	二輪	2,400円	三輪	3,100円	三輪※	3,900円	軽自動車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>四輪以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用(営業車)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用(営業車)※</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用(自家用)</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用(自家用)※</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物(営業車)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物(営業車)※</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物(自家用)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物(自家用)※</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> ※平成27年4月1日以降に新しく新規検査を受けたもの。	四輪以上		乗用(営業車)	5,500円	乗用(営業車)※	6,900円	乗用(自家用)	7,200円	乗用(自家用)※	10,800円	貨物(営業車)	3,000円	貨物(営業車)※	3,800円	貨物(自家用)	4,000円	貨物(自家用)※	5,000円
50cc以下	1,000円																																							
90cc以下	1,200円																																							
125cc以下	1,600円																																							
三輪以上	2,500円																																							
農耕作業用	1,600円																																							
その他	4,700円																																							
二輪	2,400円																																							
三輪	3,100円																																							
三輪※	3,900円																																							
四輪以上																																								
乗用(営業車)	5,500円																																							
乗用(営業車)※	6,900円																																							
乗用(自家用)	7,200円																																							
乗用(自家用)※	10,800円																																							
貨物(営業車)	3,000円																																							
貨物(営業車)※	3,800円																																							
貨物(自家用)	4,000円																																							
貨物(自家用)※	5,000円																																							
市たばこ税		製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	紙巻たばこ等(旧3級品以外) 1,000本につき 5,262円																																					
鉱産税		鉱物掘採鉱業者	鉱物の価格 1月の掘採鉱物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																					
入湯税		鉱泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																					
都市計画税	1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ(都市計画用途地域内) 0.3%																																					

徴収方法及び納期限	備 考				
普通徴収 1期 6月30日 2期 9月1日 3期 10月31日 4期 2月2日 特別徴収 翌月の10日まで（毎月）	課税標準額＝総所得金額等－所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 （県民税） ○均等割 2,500円（森林・環境税 1,000円含む） ○所得割 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の段階	税 率	一律	4%
課税所得の段階	税 率				
一律	4%				
申告納付 事業年度終了後2か月以内					
普通徴収 1期 4月30日 2期 7月31日 3期 12月25日 4期 2月29日	（免税点） 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
普通徴収 6月1日					
申告納付 毎月 翌月末日まで	税率等の特例 紙巻たばこ等（旧3級品）1,000本につき 2,495円				
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで					
申告納付 特別徴収義務者（経営者） 翌月15日まで（毎月）	課税免除：年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者				
固定資産税に同じ					

42. 証明・閲覧等に関する調

(単位=件・%)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
納税証明	1 市・県民税	284	325	333	404	504
	2 固定資産税	100	81	76	82	61
	3 法人市民税	63	91	41	46	36
	4 軽自動車税	26	26	30	30	21
	5 車検用証明	1,707	1,706	1,683	1,623	1,605
	6 完納証明	285	378	388	402	355
所得関係	7 所得証明	2,729	2,630	2,318	2,335	2,171
	8 (非)課税証明	563	570	648	565	608
	9 所得課税証明	3,241	3,069	3,480	3,759	5,215
	10 扶養証明	20	12	10	63	48
	11 営業証明	100	80	73	64	71
不動産関係	12 評価証明	669	554	569	588	551
	13 評価通知	934	862	906	1,010	993
	14 公課証明	221	168	193	151	122
	15 土地家屋証明	123	157	185	196	214
	16 納税義務者証明	60	69	109	133	86
	17 名寄帳兼課税台帳の写し閲覧	1,127	912	914	998	869
	18 固定資産課税台帳記載事項証明	16	9	5	38	10
	19 公函(地籍図)の写し閲覧	1,453	1,035	875	685	1,003
	20 一筆カードの閲覧	1,453	982	767	639	755
	21 住宅用家屋証明	215	210	219	246	204
その他	22 相続税法58条通知	662	695	740	765	728
	23 その他	960	588	587	572	600
小 計		17,011	15,209	15,149	15,394	16,830
支 所 申 請		3,543	3,129	3,020	2,983	3,079
合計	件 数	20,554	18,338	18,169	18,377	19,909
	前 年 比	95.0	89.2	99.1	101.1	108.3
	金 額 (円)	4,290,300	3,840,650	3,807,100	3,905,750	4,108,250
	前 年 比	96.2	89.5	99.1	102.6	105.2

市 税 概 要

2015年（平成27年版）

発行日 平成27年11月
編集発行 土岐市総務部税務課
〒509-5192
岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
TEL 0572-54-1111
FAX 0572-54-8948